

会議要録

会議名	第18回 八王子市生活安全対策協議会		
日時	平成26年5月23日(金) 午後2時~4時(2時間)		
場所	八王子市役所本庁舎3階 特別会議室		
出席者 (敬称略)	委員	綿田 直樹(会長)、深沢 靖彦(副会長)、最上 雅雄、板垣 真利子、清水 栄、佐竹 恭周、橋本真市、樋口 由美子、内田 智、梶原 正統、大塚 勇、高野 真弘、横田 和彦、石井 里史、小澤 篤子、野村 みゆき 計16人	計21名
	説明者	(委員、事務局等)	
	事務局等	荒木生活安全部長、宮木防犯課長、鈴木主査、手塚主査、安岡主任 計5名	
欠席者(敬称略)	馬場 總和、山本 香帆、実川 明美		計3名
議題	1. 平成25年度 生活安全対策 事業実績報告について 2. 平成26年度 生活安全対策 事業計画について 3. 「八王子市生活の安全・安心に関する条例」の改正について 4. 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の改正について 5. 各警察署管内の犯罪発生の傾向と対策等について 6. その他		
公開・非公開の別	公開		
非公開理由			
傍聴人の数	なし		
配付資料名	次第 資料1：八王子市生活安全対策協議会 委員名簿(第6期) 資料2：平成25年度 生活安全対策 事業実績報告 資料3：平成26年度 生活安全対策 事業計画 資料4-1：八王子市生活の安全・安心に関する条例(改正)の概要 資料4-2：八王子市生活の安全・安心に関する条例 資料4-3：八王子市生活の安全・安心に関する条例施行規則 資料5-1：「八王子市安全・安心まちづくり指針」改正の概要 資料5-2：「八王子市安全・安心まちづくり指針」(現行) 資料5-3：「八王子市安全・安心まちづくり防犯対策方針(仮)」(案) 資料5-4：「八王子市安全・安心まちづくり指針」改正の概要(追加) 資料6-1：特殊詐欺被害等の状況(平成26年4月末) 資料6-2：平成26年 市内振り込め詐欺などの特殊詐欺被害一覧 (その他) 客引き・スカウト行為等禁止チラシ		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事前送付</div>
会議の内容	(次のとおり)		
会議録署名人	平成26年7月11日	署名人	綿田 直樹

会議の内容

【 】： 発言者（敬称略）

1 開 会

【宮木課長（事務局）】

- ・ 配付資料の確認

■開会あいさつ

【荒木部長（事務局）】

- ・ 平成25年3月、八王子市の新たな基本計画・構想である「八王子ビジョン2022」には、「防犯体制の充実」を施策の一つとして掲げた。その施策を実行するために、昨年8月26日、暮らしの安全安心課から防犯課という課ができた。また、昨年10月の平成25年度市政世論調査では、「防犯対策」が市民からの市政への要望で4位となり、犯罪認知件数は減少しているものの依然関心が高いところである。皆様の意見を伺いながら、より安全安心なまちづくりを実行して行きたい。

【綿田会長】

- ・ 議事の進行のご協力及び皆様のご意見をいただきたい

2 事務局から説明

■協議会の成立

- ・ 本日は、現時点で15名の委員が出席され、他に出席予定者2名のうち1名は遅れる旨の連絡を受けているが、現時点で過半数を超えたため、本協議会は成立する。

■情報公開

- ・ 本協議会は、条例施行規則第6条第9項に基づき原則公開となっているが、本日の傍聴者はなし。
- ・ 会議録の扱いについては、原則として発言者の名前を記載した「要点筆記方式」とさせていただく。署名は、会長にお願いする。

3 各委員及び事務局紹介

■各委員による自己紹介

■宮木課長による事務局紹介

4 議 題

(1) 平成25年度 生活安全対策 事業実績報告について

【鈴木主査（事務局）】

「（資料2）平成25年度 生活安全対策 事業実績報告」に基づき説明。

（委員意見等）

【深沢副会長】

- ・ つきまとい行為指導、警告件数は始めた当初から、平成21年度には減ってきているものの平成25年度にはまた増えている。置き看板についても同様。いろいろ対策をする中で減らなくなってきた以上、新たな対策が必要ではないか。

【宮木課長（事務局）】

- ・つきまとい行為は、ここ数年また増え始めている。6月1日に「生活の安全・安心に関する条例」の改正に伴い、つきまといの前段階ともいえる客引き行為自体を禁止した。また、市民指導員の方にも協力を依頼し、まち全体で客引きしにくい雰囲気づくりをすることで効果があがると考えている。置き看板に関しては、平成26年3月に道路管理者、警察とともに常習の店舗に対して注意して回ったところ一定の効果が見られたため継続して行っていきたい。

【荒木部長（事務局）】

- ・副会長の話のとおり、継続していく部分と新たな対策をうたなければならない部分とがあると考ええる。つきまとい行為については条例改正で効果を期待するところだが、置き看板に関しては、改めて置き看板が禁止されていることをお店に周知啓発することも必要である。また、商店会の連帯により防犯対策が推進されやすくなることや、禁止されていることが順守されることなどを考えると、商店会に入るのと入らないのでは差が大きい。産業振興の観点、防犯の観点からも商店会への加入などを啓発することが健全な賑わいに結びつくと考えているので新たな手法の一つとして考えたい。

【綿田会長】

- ・市は条例改正だけでなく、新たな啓発などの取り組みを行っていくということをお願いする。

(2) 平成26年度 生活安全対策 事業計画について

【鈴木主査（事務局）】

「(資料3) 平成26年度 生活安全対策 事業計画」に沿って説明

(委員意見等)

【樋口委員】

- ・特殊詐欺根絶アクションプログラムについての詳細説明がほしい。誰が学習したのか。訓練は誰が誰にしたのか。

【鈴木主査（事務局）】

- ・市職員が行ったもので、市職員が自分の親や祖父母に対してシュミレーションにより訓練を行うもの。

【荒木部長（事務局）】

- ・市内最大の企業である八王子市役所がまず行い、さらに市内の事業者に普及を行うもの。

【高野委員】

- ・振り込め詐欺防止装置についての補足説明
警視庁の方で実施しているが、希望する方に貸し出しをして設置しているところ。着信時に「この電話は録音します」という警告メッセージが流れるというもの。これにより振り込め詐欺関係の電話はまず100%防止できる。
- ・特殊詐欺根絶アクションプログラムについての補足説明。
警察の方からも市にお願いしたところである。八王子警察署管内では約12企業で実施している。様々な場所で宣伝し普及させていきたい。内容は、高齢者本人でなくお子さんやお孫さんの世代にアプローチしていくもの。

(3) 「八王子市生活の安全・安心に関する条例」の改正について

【手塚主査（事務局）】

- ・条例改正の背景

これまで八王子市は、執拗につきまとして勧誘を行う行為に対し、警察 OB である嘱託員による指導を行ってきた。しかし、繁華街における居酒屋や風俗店などのつきまとい勧誘行為の前段階である客引きの苦情が後を絶たず、新たな規制が求められるようになったため、地元の町会、商店会などから構成されている八王子駅周辺安全対策協議会をはじめ、幅広く市民の皆様との意見交換などを行い、今回条例を改正するに至った。市、警察、そして市民の皆様が協力してより安全で安心な街を作っていくというのが今回の条例改正の目的となる。

・ 条例改正の概要

「(資料4-1) 八王子市生活の安全・安心に関する条例(改正)の概要」に沿って説明。

・ 今回の条例改正の最大の特徴

最大の改正点は、規制の行為者に対し、市民指導員が指導を行うことができるという点。市では、町会等から推薦を受けた、一般市民 64 名の方に対し既に講習会を実施しており、6 月 1 日の条例改正施行後は、この改正条例に基づき、市、警察、市民が協力して、継続してパトロールを行うことで、町ぐるみで客引きをしにくい雰囲気づくりを行っていききたい。

(委員意見等)

【綿田会長】

- ・ 64 名の市民指導員は全員で行うのか。

【手塚主査(事務局)】

- ・ 全員ではなく、各町会から月ごとに実施計画を提出してもらい、市の指導員を同行させてパトロールを行う。市の方から日にちを指定して集まってもらうこともある。

【樋口委員】

- ・ 「客待ち」は立っているだけなので判断は難しいと思われるが指導はどうするのか。

【手塚主査(事務局)】

- ・ その日、客引きの注意をした同じ者が、再び客引きのために立っている場合は「客待ち」と判断し指導する。スカウトも同様

【綿田会長】

- ・ スカウト待ちも同様か。

【手塚主査(事務局)】

- ・ そのとおり。

【荒木部長(事務局)】

- ・ 市民指導員の安全面を考慮しなければいけない。随時研修を行い安全な形で行う。新宿、池袋での対応を参考にしていく。警察の全面協力を受け、警察官 OB の市嘱託員による毎日のパトロールを行う中で市民指導員の協力のもと健全な賑わいの醸成に寄与していく。

(4) 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の改正について

【鈴木主査(事務局)】

- ・ この方針とは、「生活の安全・安心に関する条例」第2条に基づく「市の責務」について、今後の施策の方向性を示したものとなる。
- ・ 名称については市民にわかりやすくするため、「八王子市安全・安心まちづくりのための防犯対策方針」(仮称)としたい。
- ・ 何年度までの計画とせず、社会情勢によって見直すものである。
- ・ 改正の背景及び概要

「(資料5-1) 「八王子市安全・安心まちづくり指針」改正の概要」及び

「(資料5-4)「八王子市安全・安心まちづくり指針」改正の概要(追加)」に沿って説明

(委員意見等)

【深沢副会長】

- ・防犯カメラや防犯灯の維持管理などのことについては関係所管と話し合ったなかで作成されたものであるのか。

【宮木課長(事務局)】

- ・防犯カメラについては、今後東京都補助により学校通学路に5台つけるという話があるが、学校教育部で検討している。生活安全部の方でも取り付けに効果的な場所はどこかなど連携をとって進めていきたい。

【荒木部長(事務局)】

- ・防犯カメラは検討課題としているので、各所管と連携をとっているところであるが、現段階での確定しているものを表現している。あいまいな表現を避けている。

【野村委員】

- ・通学路の防犯カメラの設置については新聞報道が先行しているが、詳細はまだ決まっていない。来週説明会があるのでそれを聞いたうえで、内容を精査する。通学路であり生活道路でもあるので、設置が適切であるか十分協議が必要と考えている。説明会以降関係所管と連携し協議を行っていく予定である。

【深沢副会長】

- ・方針というのは前に向かって目的をもっていくものだと思うのだが、まだ決まっていないというのはどうなのか。

【宮木課長(事務局)】

- ・公共の場所に設置する防犯カメラについてはガイドラインが作られていない。まずはガイドラインの作成を行っていきたい

【荒木部長(事務局)】

- ・防犯カメラの記述部分については表現の仕方、所管についてもう一度精査を行う。所管については防犯課とあるが、実際は関連所管が学校教育部をはじめとして他にもある。代表して記載しているという考え方。表現については方向性も一定程度加味したうえで考えていく。

【綿田会長】

- ・防犯カメラは防犯上有効だと思うので、ガイドラインの作成等積極的に行ってほしい。

【梶原委員】

- ・防犯カメラの設置費用や維持経費の支援について市は考えているのか。

【宮木課長(事務局)】

- ・現在八王子駅北口に18基設置しているビル防犯連合会に補助を行っている。そのあり方について検討しているところであり、補助については検討課題である。

【荒木部長(事務局)】

- ・団体から要望が出ているなかで重要課題として庁内でよく議論していく。

【深沢副会長】

- ・商店街の振興ということで国が予算200億つけている。各商店会が手を挙げて設置をしている。まだこれからつけなければいけないところもある。

【宮木課長(事務局)】

- ・平成25年度で八王子駅北口4商店会があわせて29基設置している。他にも設置を検討している商店があり、西八王子駅の商店会では22基設置している。

【深沢副会長】

- ・市内に約 100 基が設置されている。しかし、使い方などのガイドラインを早く作る必要がある。商店会の役割や責任として率先して防犯カメラを設置していきたいので市には早期のガイドラインの作成を求める。

【荒木部長（事務局）】

- ・民間設置の防犯カメラについて統一的なガイドラインの早期作成に努める。

【宮木課長（事務局）】

- ・ガイドラインの作成について協議会の皆さんの意見を伺いたいと考えているので協力をお願いしたい。

【高野委員】

- ・今回の方針は警察の立場から見てもよい作りになっている。方針に年間計画や目標を入れていくのがよいのではないか。

【荒木部長（事務局）】

- ・方針自体には年間計画を入れないが、この方針に基づいて、年間の目標を立てていく方向で行きたい。

(5) 各警察署管内の犯罪発生の傾向と対策等について

【八王子警察署・高野委員】

- ・刑法犯認知件数は減少傾向。八王子警察管内では侵入・窃盗が特に減少している。減少しているなかで最近、駅周辺の飲食店や美容室といったお店を狙い、夜間侵入してレジの現金を盗むケースが多発している。繁華街を中心に対策していく必要がある。
- ・全体的に減少傾向のなか、唯一増加傾向にあるのは車上狙い。駐車場の車から現金やカーナビやゴルフバッグを盗む。駐車場管理者に啓発を行いつつ、犯人検挙も進んでいるところ。
- ・特殊詐欺は昨年度の増加に比べれば、今年若干減っているが昨日までに八王子警察署管内だけですでに 14 件発生している状況。被害額は約 3,700 万円。1 人で 1 千万円の被害にあわれた方もいた。今年に入って 4 件逮捕している。市民からの情報により、お金をとりにきた犯人や、待ち合わせ場所に来た犯人を逮捕した。首謀者までなかなかたどり着くのは難しいが少しずつやっていきたい。

【高尾警察署・横田委員】

- ・比較的市内では平穏な地域である。
- ・今年 1 月殺人事件があったが、被疑者を検挙している。
- ・2 月下旬から 3 月中旬にかけて、めじろ台、散田町地区において昼間のひったくり事案が連続発生。犯人はいずれも若い男で同一犯かもしれない。バイクや自転車で後方から近づきバッグをひったくっている。被害者は主に高齢の女性。犯人は残念ながら検挙されていないが発生地周辺で重点的に警備をおこなったところ、3 月 17 日以降ひったくりの発生は止まっている。
- ・通り魔、放火、子どもに対する凶悪犯罪など地域住民に不安を与えるような犯罪は現時点でおきていない
- ・4 月末現在の刑法犯認知件数は 368 件。昨年比マイナス 198 件。指定重点犯罪、警視庁で特に抑止に力をいれている強盗、侵入窃盗、ひったくりなどの 8 つの犯罪については、発生件数 31 件、昨年比マイナス 27 件とまずまずの成果。
- ・4 月から無施錠の家を狙った空き巣被害が見受けられる。また、店舗の金庫破りも発生している。車で乗り付けてバールで入口を破り金庫をそのまま持っていく。発生は日曜日や月曜日の早朝に集中している。銀行は土日にやらないので金曜日に金庫に入れたままにして銀行の開く月曜日までそのままにしておくためである。商店の方には金庫内に現金を置かない。金庫を固定式にする（短時

間犯行が目的の犯人はあきらめる)などの対策をとってほしい。

- ・暑くなると例年痴漢犯罪が増えてくる。被害場所は暗い裏通り。被害者の多くはスマホをいじっていたり、ヘッドホンをしている。
- ・振り込め詐欺などの特殊詐欺は2件。連日犯人からのアポ電が多くかかっている。先日、日大明誠高校の名簿が流出した。依然として油断できない状況。アポ電がかかってきたら「だまされたふり作戦」に協力いただきたい。

(6) その他

【手塚主査(事務局)】

「(資料6-1) 特殊詐欺被害等の状況(平成26年4月末)」及び

「(資料6-2) 平成26年 市内振り込め詐欺などの特殊詐欺被害一覧」に沿って説明。

(委員意見等)

【最上委員】

- ・振り込め詐欺には認知症傾向との係わりはあるのか。

【横田委員】

- ・係わりはないと思われる。被害を受けた方は、子どもだと思込みマインドコントロールにかかっており、銀行で警察官が振り込め詐欺だといっても信用せず振り込んだケースもある。

5 事務局から事務連絡等

【宮木課長(事務局)】

- ・三多摩商店街連合会まちづくり防犯プロジェクトで昨年「まんがでわかる商店街」という冊子を作成し、防犯、防災や地域づくりなどの商店街の取り組みや役割についてわかりやすく解説している。深沢副会長が三多摩商店街連合会の会長として深く関わっている。

【深沢副会長】

- ・東京都の広域支援型商店街事業の補助を受け、商店会の地域の役割などをマンガで作成した。児童や学生にも読んでもらい商店会の大切さを知ってもらうため。
- ・前年は、東京五輪を控えたなか、スポーツを主体とした地域での商店街の活性化を取り上げた。
- ・今年度は、防災関係を取り上げて商店会の役割について、市民や関連団体とともに考えていきたい。

【荒木部長(事務局)】

- ・防犯カメラの連携だが、市防犯課だけではできるものではない。商店会についても、市産業振興部と三多摩商連などの連携が行われている。振り込め詐欺については、市消費生活センターとの連携も重要と考えている。このように市防犯課が中心となり関わる所管は全て方針に基づき連携し、三多摩商連や防犯協会などとも連携し、八王子市の防犯対策を推進していきたい。

6 全体の意見

【深沢副会長】

- ・協議会は、意義や効果を考えれば1年に1回ではなく2、3回開催したほうがよいのではないか。

【最上委員】

- ・賛成である。しかし事務局の方から方針の話があったが、しっかり到達目標などを立ててやっていくのであれば1回でも構わない。

【宮木課長（事務局）】

- ・今年度は2回予定している。次は11月前後を予定している。防犯カメラ設置のガイドラインについての意見をいただきたい。

【綿田会長】

- ・以上で本協議会を終了する。